

地下水を飲むより 台所だけでも上水道に

給水開始目標を五十二年四月に事業を進めている山武水道企業団事業も水道加入申込み者とりよめの最終段階にきました。

今後は、水道管の布設、水量計の取付けなど、加入者各戸を回り指定業者に委託するための巡回調査をする時期にきております。

こうした事業の進捗状況の中で横芝町の水道加入率は約六十パーセントと進んでおります。更に、十一月には、未加入者への加入促進を図るため、手紙による照会を行ったところ、返信をいただいたうちの六十一パーセントは水道加入という良い結果となっております。又、未加入者が締切後に加入すると次のような料金になる場合もあります。

(例) 同一地区の二十五戸から加入申込みを受けた場合、この地区は本管から二十五戸の加入者に配管するために必要な公道部分の延長五〇〇メートル、尚、この公道部分は舗装済みである場合。①公道部分の工事費十三万四千円(一戸当り) ②加入金五万円 ③宅地内工事費五万一千二百円の三つが加算され一戸当りの支払い料金は二

十三万五千二百円にもなります。但し、この単価は現在の価格です

ので二年〜三年後には更に増加することも考えられます。このように入金・工事費などの値上り、加えて無監視状態の地下水を飲料水としているよりは、衛生的で安全な水を十万円程度で確保したほうが有利ではないのでしょうか。

一方、私達の生活用水は地下水をそのまま使用しているのが現状です。申すまでもなく、これはあくまでも地下水であり減菌設備をしない限り安心して使えるとは限りません。

健康を守るため、最低台所用水だけでも上水道に加入し、不安のない飲料水をお使い下さい。飲料水以外の生活用水(風呂水、洗た

く水等)は、現在使用中の井戸を使う様にすれば経費も少なくすむ訳です。また、今加入しておけば将来必要に応じて水栓を増すことは容易にできます。

※未加入者の方にお願ひしましたはがきは加入の有無に拘わらず至急投函して下さい。

訂正 広報よこしば一三四号三面に水道事業の連絡協議会委員らんで(東 伊藤忠治 (2)二七五三)を脱漏しましたので訂正して、おわびいたします。



計算例
(500m × 6,700円) ÷ 25戸 + 50,000円 + 51,200円 = 235,200円
(m当り単価) (加入金) 宅内工事 一戸平均負担金

農地を売りたい買いたい

町農業委員会が斡旋 ほかに税制上の恩典

町農業委員会では農地移動適正化あっせん事業による農地のあっせん申込みを受けております。このあっせん事業というのは、農地を買ったり、借りたりして農

業経営の規模拡大をしようとする人に、農業経営の縮小や他の職業に転換するために農地を売りたい、貸したいという人の農地をあっせんすることです。

この制度により農地を手放す農家や規模拡大のために購入する農家に對しては、税制上や融資の面で各種の優遇措置もとられておりますので、是非利用されますようおすすめいたします。

このあっせん事業の概要は、農業委員会が、あらかじめ経営規模を拡大するために農地を買いたい、借りたいと希望する方の申込みを受けておきます。そして、売りたい、貸したいという人から申込みがあったときに、あっせん基準に従って、あっせん出来るかどうかを決めます。出来るものについては、あっせん委員によって双方の意見を聞いてあっせんの成立を図ります。成立したものについては農地法の規定による許可申請や、その他必要な手続きをいたします。

このあっせん事業により農地を取得、あるいは譲渡した場合は、次のような優遇措置を受けることができます。

所得税

1 農用地区域内の農地等を農業委員会があっせんによって譲渡した場合には譲渡所得税の計算の際に五百万円の特別控除が認められます。(一般の譲渡の場合は百万円の控除)

2 農用地区域内の農地等を農業委員会があっせんによって、農用地区域内に買換えた場合には買換資産価格が譲渡所得の課税

対象から除外になります。

3 農用地区域外の土地等を売って農用地区域内の農地等を買った場合には、買換資産価格が譲渡所得の課税対象から除外になります。

登録免許税

農用地区域内の農地を農業委員会のあっせんによって取得した場合には、所有権の移転登記の際の登録免許税が一般の千分の五十のものが千分の六に軽減されます。

不動産取得税

農用地区域内の農地を農業委員会のあっせんによって取得した場合の不動産取得税の課税標準額は、通常の額の三分の二の額で計算されます。

農地取得資金の優先貸付け

農業委員会があっせんによって農地を取得した場合に農地取得資金が優先的に借りられます。

この資金の貸付限度額は個人の場合八百万円、貸付利率は年三、五%、償還期限は二十五年(据置期間三年)以内です。

以上が制度の概要です。農地を売りたい方、買いたい方、又は貸したい方、借りたい方の申込みをおまちいたします。

詳細については、お近くの農業委員さんか農業委員会事務局におたずね下さい。

* * *